初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長　森　俊明

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六―一四）の一部を次のように改正する。

別表第一のイ⑴行政職給料表等級別職務区分表中

「

政策調査幹	
推進幹	

」を

「

上席政策調査幹	
困難な業務を行う企画幹	

」に、

「

上席政策調査幹	
困難な業務を行う企画幹	

」を

「

教育委員会の事務部局	困難な業務を行う教育機関の所長

」に、

「

教育委員会の事務部局	困難な業務を行う教育機関の所長
	困難な業務を行う企画幹

」を

「

教育委員会の事務部局	困難な業務を行う教育機関の所長
	困難な業務を行う企画幹

」に改める。

附　則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。